

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

年____月____日に 贈与者
受贈者
相続人等 （氏名：_____）

（住所：_____）が死亡し、租税特別措置法

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第____号
第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
の規定により、次の 贈与税
相続税 を
免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者
受贈者との続柄 _____
相続人等

1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)

の 贈与を受けた 年月日 _____年____月____日
相続(遺贈)があった

2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 _____円
相続税

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 _____株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の（4）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				①死亡日の直前	②免除を受ける 株式等	③死亡日の後 （①－②）
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

4 免除を受ける 贈与税 額 _____円
相続税

※ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の
数又は金額 ^(注1)

上記2の
「死亡日の直前における猶予中贈与税額」

(円) × (株（口・円）) = 免除を受ける贈与税額 ^(注2)

(円)

上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」

(株（口・円）)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「②免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「②免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5 贈与者
被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2・3)。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限りします。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限りします。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「^{贈与者}贈与税^{相続人等}相続税」や本文の「^{贈与者}受贈者^{相続人等}」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第_____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	贈与者の死亡の時以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合	第 <u>1</u> 号
②	贈与者が死亡した場合	第 <u>2</u> 号

- (2) 本文の「_____年_____月_____日に^{贈与者}受贈者^{相続人等}（氏名：_____）（住所：_____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- (3) 「^{贈与者}受贈者^{相続人等}との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(※)により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。

3 「特例経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。